

令和5年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月6日）

○出席議員

- | | | | |
|-----|---|---|-----|
| 1番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2番 | 川 | 端 | 順 |
| 3番 | 尾 | 野 | 浩士 |
| 4番 | 鎌 | 田 | 寛司 |
| 5番 | 米 | 田 | 利彦 |
| 6番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7番 | 立 | 井 | 武雄 |
| 8番 | 佐 | 藤 | 道昭 |
| 9番 | 佐 | 藤 | 禎宏 |
| 10番 | 佐 | 藤 | 富男 |
| 11番 | 板 | 東 | 絹代 |
| 12番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
教育次長兼社会教育課長	原 田 賢
民生部長	山 下 真 穂
税務課長	藤 田 弘 美
総務課長	入 口 直 幸
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
上下水道課長	石 森 典 彦
産業環境課長	谷 本 富美代
建設課長	永 井 義 猛
住民課長	佐 藤 友 美
学校教育課長	河 野 歩 美
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
監査委員	日 根 啓 一

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局主査	森 吉 梢

令和5年松茂町議会第3回定例会会議録

令和5年9月6日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第3号 令和4年度資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第4号 令和4年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第32号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第33号 町道路線の変更について
- 日程第11 議案第34号 令和4年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 議案第35号 令和4年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第13 議案第36号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第37号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第38号 令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第40号 令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第41号 令和5年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第42号 令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 認定第1号 令和4年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 認定第2号 令和4年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 認定第3号 令和4年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第23 認定第 4 号 令和 4 年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 認定第 5 号 令和 4 年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 認定第 6 号 令和 4 年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第26 認定第 7 号 令和 4 年度松茂町下水道特別会計決算認定

令和5年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月6日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和5年松茂町議会第3回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆様、おはようございます。令和5年松茂町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、全議員がご出席をいただきました。ありがとうございます。

9月に入りまして、朝夕は気持ちのよい風に当たることができるようになってまいりました。しかし、日中の暑さは10月まで続くという長期予報が出ております。暑さ寒さは彼岸までという言葉もありますが、ぜひそうあってほしいものでございます。

さて、第3回定例会には議会の大きな役目の一つである令和4年度の決算認定が上程されます。また、これに限らず十分に議案を精査していただきまして審議をされますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和5年松茂町議会第3回定例会は成立しました。

ただいまから令和5年松茂町議会第3回定例会を開会いたします。

○議長【川田　修君】　吉田町長から招集のご挨拶がございます。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。議長もおっしゃったように、朝夕、少しでもございますが、秋の風を感じるような季節になってまいりました。しかしながら、まだまだ残暑厳しい折、議員の皆様にはご自愛を賜りまして、本議会の審議に臨んでいただきたいをお願いいたします。

本日は、松茂町議会第3回の定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中、全員のご出席を賜りまして誠にありがと

うございます。議員の皆様におかれましても、今後とも松茂町の笑顔あふれるまち、ますます発展をするまちを目指して今後ともご支援、ご鞭撻をいただくということをお願いして挨拶にさせていただきます。

さて、このたびの定例会に上程をいたしました議案につきましては、同意 1 件、諮問 1 件、報告 3 件、承認 1 件、議案 11 件、認定 7 件となっております。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただき、全案件が可決決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告を申し上げます。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」について行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、5 番、米田利彦員、及び 6 番、村田茂議員を指名いたします。

○議長【川田 修君】 日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、9 月 6 日から 9 月 20 日までの 15 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、会期は 9 月 6 日から 9 月 20 日までの 15 日間に決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第 3、同意第 3 号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和５年第３回定例会に上程いたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第３号、教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員として在任中の井上ツヤ氏が令和５年９月３０日をもって任期満了となります。つきましては、新たに阿部清美氏を教育委員に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、阿部氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧いただき、ご同意をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【川田 修君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決に入ります。

同意第３号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、同意第３号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第４、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の武田敏明氏が、令和５年１２月３１日をもって任期満了となります。つきましては、新たに河合三明氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、河合氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧いただき、推薦にご同意をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事都合により、小休いたします。

午前10時09分小休

午前10時11分再開

○議長【川田 修君】 それでは、小休前に引き続きまして、再開いたします。

これから、採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり、答申することに決定をいたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第5、報告第2号「令和4年度健全化判断比率の報告について」と、日程第6、報告第3号「令和4年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

報告第2号、令和4年度健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告するものでございます。

表の下段、早期健全化基準として、各指標の基準値を表示してございますが、4つの指標のうち1つでも基準値を超えた場合は、早期健全化団体とみなされ、外部監査のほか、財政健全化計画の策定が義務づけられます。本町の場合、令和4年度実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がないため、決算において負の値となっております。実質公債費比率はマイナス2.2%で、前年度のマイナス3.0%から若干悪化しているも

の、依然として低い比率を保っております。

将来負担比率につきましても、将来支払わなければならない借入金などの負担金額よりも、その支払いに充当可能な現在の基金残高が大きいと、計算上、負の値となり、数値に表われません。このことから、令和4年度の財政状況は健全なものと判断をいたしております。

次に、報告第3号、令和4年度資金不足比率の報告につきましては、地方公営企業の経営状況を示す指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を議会に報告するものでございます。

本町の公営企業である松茂町水道特別会計、松茂町下水道特別会計につきましては、いずれも資金の不足額はなく、負の値となっております。このことから、令和4年度地方公営企業の経営状況は健全なものと判断されます。引き続き、健全な経営に努めてまいります。

この後、報告第2号及び報告第3号について、日根代表監査委員から報告がございますので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、議題となっております、報告第2号及び報告第3号について、日根代表監査委員から報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、報告第2号、令和4年度健全化判断比率の報告についてと、報告第3号、令和4年度資金不足比率の報告についてを申し上げます。

まず、報告第2号、令和4年度健全化判断比率の報告についてであります。

議案参考資料の2ページから4ページになりますので、2ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和4年度健全化判断比率、並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり、意見書をつけて報告いたします。

審査の概要についてであります。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の佐藤富男監査委員とともに、令和5年8月8日に実施しました。

審査の結果であります。総合意見といたしまして、審査に付された下記、表の健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため、良好でございます。実質公債費比率につきましては、令和4年度実質公債費比率はマイナス2.2%となっています。前年度がマイナス3.0%でありましたので、0.8ポイント悪くなっておりますが、早期健全化基準の25.0%と比較してみますと、大幅に下回り、良好と認められます。

将来負担比率につきましては、特に意見はございません。良好でございます。

よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

続きまして、議案参考資料の5ページから6ページになりますので、5ページをお開きください。

報告第3号、令和4年度資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度資金不足比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告します。

審査の概要についてであります。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の佐藤富男監査委員とともに令和5年8月8日に実施しました。

審査の結果につきましては、総合意見として審査に付された下記、資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見でございますが、資金不足比率について、水道特別会計、下水道特別会計、全て資金の不足額はなく、特に意見はございません。良好でございます。

是正改善に要する事項につきましては、特に指摘する事項はありません。よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認めます。

以上で報告第2号、第3号の報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長【川田 修君】 これで、報告第2号及び報告第3号の報告を終わります。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第7、報告第4号「令和4年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号、令和4年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算につきましては、取水施設管理棟改築及び特殊電気設備工事を令和4年度、5年度の2カ年の継続費といたしております。このたび、令和4年度分の事業費が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものでございます。

○議長【川田 修君】 吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

石森上下水道課長。

○上下水道課長【石森典彦君】 失礼いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

報告第4号、令和4年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について。地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和4年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について、別紙のとおり報告する。

恐れ入ります、次の6ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書でございます。取水施設管理棟改築及び特殊電気設備工事で、現在は令和4年度と5年度の2カ年の継続費のお願いをしております。総額は2億1,019万円、令和4年度の予算額は1億378万3千円、そのうち支払い義務が生じた7,439万円を差し引いた残額、2,939万3千円を令和5年度へ繰越しをするものでございます。繰越しに係ります財源は、全額損益勘定留保資金で補填をいたします。

本工事は、工事中におきましても従前どおりの配水を行うため、まず仮設の特殊電気設備を製作据え付け、切替えが完了した後に既設の取水塔管理棟を取壊し、その跡地に新しい管理棟を建築し、同時に新しく取水施設を制御するための特殊電気設備等の製作を行い、建築する管理棟へ搬入、据え付けする計画となっております。現在は、仮設の特殊電気設備の製作、据付け後に電気系統の切換え、既設管理棟の取壊し、新築管理棟の基礎工事の摩擦杭の打設までが完了しております。この後、管理棟の建築と特殊電気設備等の製作、搬入据付けを行い、工期の12月22日を目途に仮設からの切替えを行う予定としており

ます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第 8、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第 26、認定第 7 号「令和 4 年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの、承認 1 件、議案 11 件及び認定 7 件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、続きまして提案理由をご説明申し上げます。

承認第 2 号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認をお願いいたします専決第 6 号、令和 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,130 万円を追加し、補正後の予算の総額を 68 億 6,388 万 3 千円とするものであります。この補正は、参議院の徳島県及び高知県選挙区に欠員が生じたことから、公職選挙法の規定により、10 月 22 日に補欠選挙を執行する予算でございます。

次に、議案第 32 号、町道路線の認定について、及び議案第 33 号、町道路線の変更に
ついての 2 議案につきましては、松茂スマートインターチェンジ東側の地区計画区域内の
開発行為に伴い、町道路線を整理する必要が生じたことから、道路法第 8 条第 2 項及び同
法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分につ
きましては、令和 4 年度の水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金とし
て 500 万円、建設改良積立金として 1 千万円の計 1,500 万円を積立てましたもので、
地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分につ
きましては、令和 4 年度の水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金とし
て 1 千万円、建設改良積立金として 1 千万円の計 2 千万円を積立てましたので、地方公
営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 36 号、令和 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,473万6千円を追加し、補正後の予算の総額を69億5,861万9千円とするものであります。歳入の主なものといたしましては、諸収入として、特別会計からの返納金1,972万3千円、繰越金として前年度繰越金8千万円を増額補正し、歳出の主なものといたしましては、4月の定期異動に伴う人件費を組み替えいたしますとともに、令和6年から共通納税の税目が追加されることに伴うシステム改修費として、会計管理費に262万5千円、賦課徴収費に442万2千円、また県が実施するヘルメット着用促進事業費として、新たに60万円を計上いたしました。

なお、今回の補正では歳入額が歳出額を上回ったことから、6,890万2千円を財政調整基金に積立いたします。

次に、議案第37号、令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ176万円を追加し、補正後の予算の総額を16億5,063万5千円とするものであります。今回の補正では、歳出において総務費、システム改修委託料176万円を増額補正し、歳入において充当財源として同額を一般会計繰入金に計上いたしました。

次に、議案第38号、令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,560万1千円を追加し、補正後の予算の総額を11億3,508万9千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、一般会計からの繰入金として133万2千円、前年度からの繰越金として3,334万7千円などを増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、総務一般管理費として113万4千円、償還金として3,426万9千円などを増額補正するものであります。

次に、議案第39号、令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,035万5千円を追加し、補正後の予算の総額を2億3,781万6千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金1,035万5千円を増額補正し、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金765万3千円、諸支出金として、令和4年度事業の精算により、一般会計繰入金返還金として270万2千円を増額補正するものであります。

次に、議案第40号、令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ228万9千円を追加し、補正後の予

算の総額を1,505万円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金として228万9千円を増額補正し、歳出といたしましては、予備費として歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第41号、令和5年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出におきまして、人件費を69万円増額補正するものでございます。これは4月の人事異動による補正をするものでございます。

次に、議案第42号、令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、26万1千円をそれぞれ増額し、資本的支出におきまして、2万4千円を増額補正するものでございます。これも4月の人事異動による補正をするものでございます。

引き続き、認定をお願いする、令和4年度決算につきまして説明を申し上げます。

認定第1号から認定第5号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

まず、認定第1号、令和4年度松茂町一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が69億5,641万6,092円で、歳出の総額は67億2,278万3,469円となっており、歳入歳出差引き2億3,363万2,623円を令和5年度に繰越いたしました。このうち、繰越明許費として1,108万500円を令和5年度に特定財源として繰越し、その結果、実質収支は2億2,255万2,123円となっております。

次に、認定第2号、令和4年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が16億2,890万6,522円で歳出の総額は16億103万1,472円となっており、歳入歳出差引き2,787万5,050円を令和5年度に繰越いたしました。

次に、認定第3号、令和4年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が11億5,510万6,535円、歳出の総額が10億8,705万1,242円となっており、歳入歳出差引き6,805万5,293円を令和5年度に繰越いたしました。

次に、認定第4号、令和4年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が2億1,072万579円で、歳出の総額が2億36万3,986円となっており、歳入歳出差引き1,035万6,593円を令和5年度に繰越いたしました。

次に、認定第5号、令和4年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1,508万8,790円で、歳出の総額は1,236万6,172円となっており、歳入歳出差引き272万2,618円を令和5年度に繰越いたしました。

次に、認定第6号及び認定第7号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものであります。認定第6号、令和4年度松茂町水道特別会計決算の概要につきましては、収益的収支における水道事業収益は4億213万4,941円に対し、水道事業費用は3億7,586万6,459円で、消費税を考慮した結果、2,626万8,482円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額8,492万6,450円に対し、支出額1億9,981万6,855円で、収支不足額1億1,489万405円につきましては、主に過年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も水道事業運営につきましては、安全で安定した水の供給を図るため、健全な運営に努めてまいります。

最後に、認定第7号、令和4年度松茂町下水道特別会計決算の概要につきましては、収益的収支における下水道事業収益は4億7,444万1,590円に対し、下水道事業費用は3億6,909万8,757円で、消費税を考慮した結果1億534万2,833円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額、支出額、同額の3億3,857万1,999円でありました。

以上が決算の概要でございますが、今後も下水道事業運営につきましては、健全な運営を図るための効果的な面整備と施設の維持管理に努めてまいります。

これら7件の歳入歳出決算につきましては、去る7月31日から8月8日のうち、4日間にわたりまして、松茂町監査委員の決算審査を受け、ご承認を賜っておりますので、併せてご報告を申し上げます。

以上が議案11件及び認定7件の提案理由であります。ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、認定第1号から認定第7号までについて、日根代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、認定第1号、令和4年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第7号、令和4年度松茂町下水道特別会計認定決算までの審査について、報告いたします。

議案参考資料の12ページから13ページをご覧ください。

令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度の各会計決算を審査した結果、次のとおり、意見書をつけて報告をいたします。

審査に付された決算、令和4年度松茂町一般会計歳入歳出決算、令和4年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和4年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算、令和4年度松茂町水道特別会計決算、令和4年度松茂町下水道特別会計決算、以上の決算書について審査をいたしました。

審査の期間につきましては、令和5年7月31日から8月8日までの4日間実施しました。審査の方法につきましては、令和4年度歳入歳出決算書及び関係書類、証拠書類等を議会選出の佐藤富男監査委員と照査するとともに、審査の過程において担当職員の補足説明を求め、予算の執行状況、会計経理事務の適否等を試査の上、収支係数の正確性について審査を行いました。

審査の結果につきましては、諸規定に準拠し、当年度における決算は適正なものと認めます。ただし、次の諸点については一層の努力を望みます。

まず、一般会計の収支状況については、歳入において、前年度より約5億700万円、6.8ポイント減、歳出は約5億8,700万円、8.0ポイント減となっています。前年度と比較して減少した理由について、令和3年度は国の施策である子育て世帯臨時特別給付金が町民への給付額ベースで約2億2,990万の規模で実施されたことにより、臨時的に扶助費が増加したほか、町債の臨時財政対策債が大幅に減少したことが要因となっております。

各年度において国庫補助事業等により増減がありますが、令和4年度においては、歳入及び歳出の減額割合は歳出の方が1.2ポイント多くなっております。実質収支額は2億2,255万2,123円（前年度1億3,763万5,353円）の前年度対比8,491万6,770円増となっております。

町税の収納額は約１億２，４００万円増加し、徴収率９７．９％、前年度９７．８％と高い徴収率を維持できております。

滞納繰越分の収納未済額は約３，６００万、前年度約３，９００万で、約３００万円減少し、適正な滞納処分が実施されており、本年度も滞納の圧縮に努めていただきたいと思います。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は７８．９％と、前年度より４．３ポイント上がっております。通常８０％を超える場合は、財政構造は弾力性を欠いているとされていますが、本町は望ましい数値となっております。

国民健康保険特別会計の収入未済額は約５，６００万円で、前年度より８．３ポイント、金額にして約５００万円減少しております。滞納繰越分についても、約４００万円減少し、良好な結果となっております。しかしながら、収入未済額のうち７８．２％を滞納繰越分が占めており、厳正的確な滞納処分を実施してください。

介護保険特別会計の保険料収納状況につきましては、９８．５％と高水準を維持できています。今後も財源を確保し、制度の円滑な運営に努めてください。

後期高齢者医療特別会計の保険料の収納状況についても９９．７％と、介護保険と同様に高水準を維持しています。今後、高齢化社会がますます進むことから、高齢者の健康維持に努め、医療費の抑制を望みます。

長原渡船運行特別会計の状況は良好な運営ができており、引き続き渡船の安全走行に努めてください。

水道特別会計の状況につきましては、健全な企業経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。水道は重要なライフラインであることから、水道施設の更新を計画的に進め、安全な水の安定供給を基本としてサービスの向上と健全な水道事業経営に努めてください。

下水道特別会計の状況につきましては、将来にわたり公債費の償還が続き、一般会計からの繰入金に大きく依存しております。本町の財政環境に非常に大きなウェートを占めることとなっているため、接続率のアップに努めてください。また、近隣市町は費用対効果を考慮し、計画区域の減少を打ち出しており、本町においても議論を重ね、安定的な運営ができるよう取り組んでください。

新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見え、５類へ移行となりましたが、急激な物価上昇により、住民生活への不安が広がる一方、国内外情勢の動向により、不安要素が増

し、ますます厳しい財政状況になるものと思われます。今後の事務執行に当たっては、多様化する住民ニーズに対応するため、住民生活を第1に考えながら、限られた財源の効率的な配分と経費節減に努められ、引き続き財政の健全化に職員一丸となって取組をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長【川田 修君】 日根代表監査委員の報告は終わりました。

ただいまの承認1件、議案11件につきましては、9月8日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思います。

また、認定7件につきましては、9月11日に開催予定の予算決算特別委員会に付託したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、9月7日の1日は議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月7日の1日は休会と決定いたしました。

次回は9月8日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前10時56分散会